

西郷村の人口及世帯数
(49. 12. 1 現在)

世帯数	2,692
人口	11,029
男	5,463
女	5,566



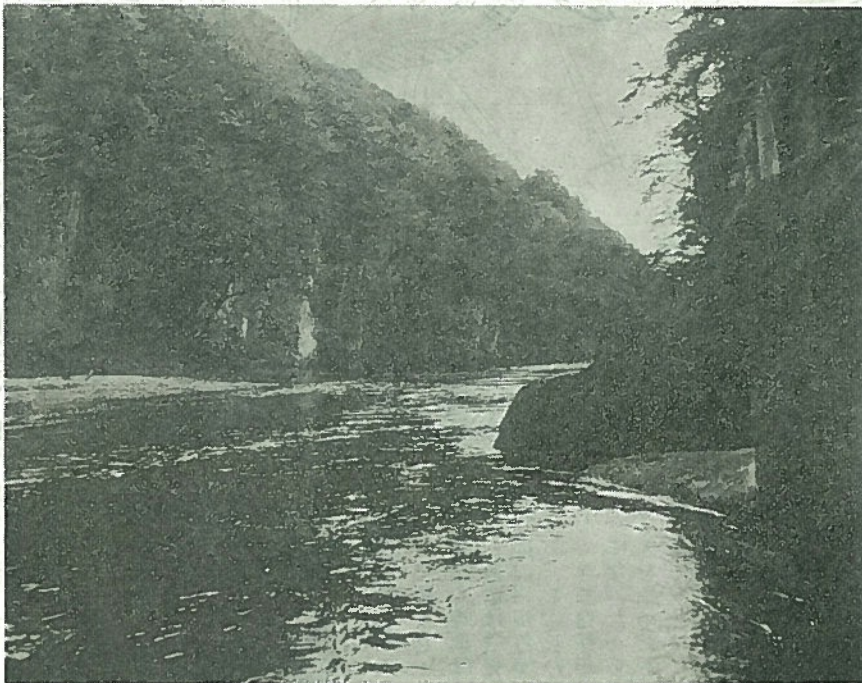
発行日 昭和49年12月20日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)

編集発行
企画開発課

印刷所
ワタベ印刷所

「西郷瀬」県自然環境保全地域に
— 阿武隈川上流の川谷地内 —



広大な地域と緑豊かな本村の自然は村民の生産活動を支え、快適な生活環境を築き今日の繁栄をもたらしてきました。

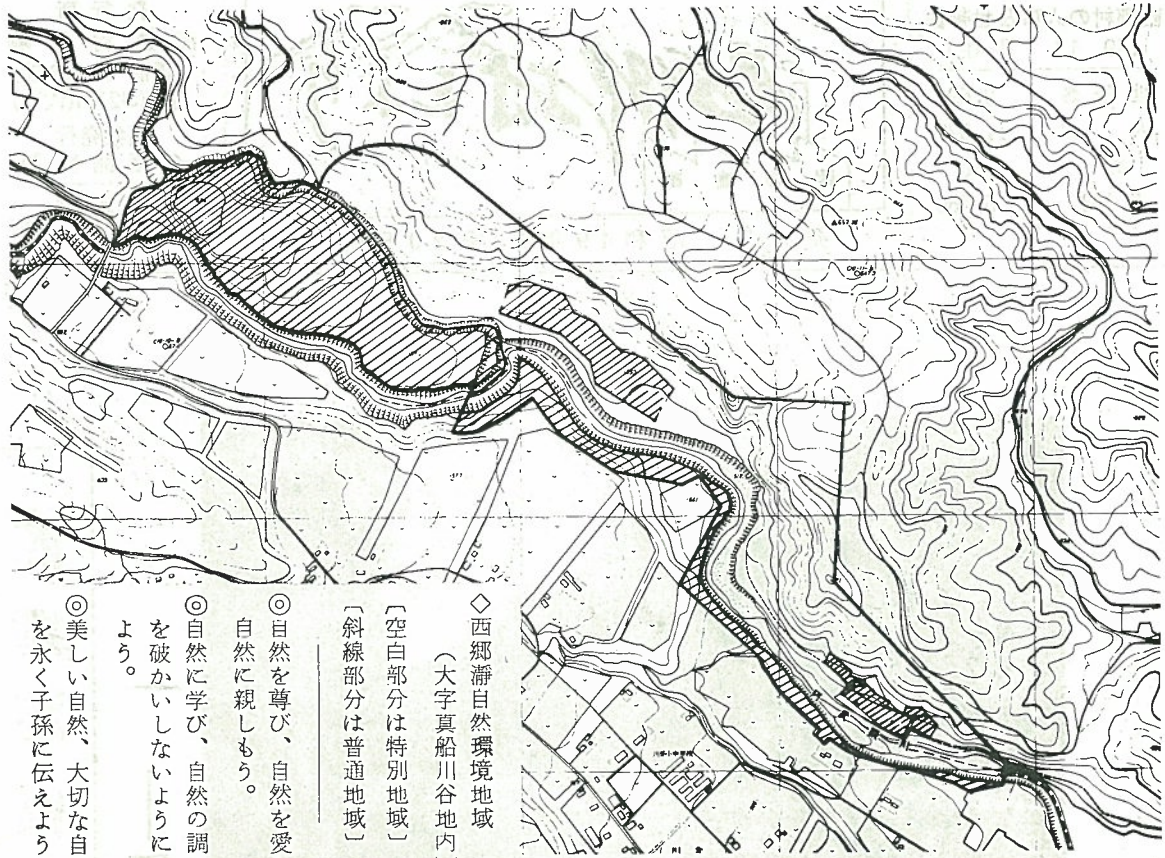
しかし、近年急速な都市化の進展や無秩序な開発によって、このすぐれた自然環境が破壊され、自然との調和が乱されつゝあります。自然環境の破壊が大きな社会問題となっていることに鑑み、村では「西郷瀬」を自然環境保全地域に指定することによって、村民の自然への憧憬にこたえたいと計画しておりましたところ、福島県自然環境保全審議会において今回県条例に基づき自然環境保全地域「西郷瀬」他九ヶ所、緑地環境保全地域二ヶ所を指定しました。

これは去る二月八日の泉崎村の横穴式古墳等に次ぎ第二回の指定で本県では自然環境保全地域二十八ヶ所緑地環境保全地域五ヶ所となりました。

すでにご承知の通り「西郷瀬」は阿武隈川上流の川谷地内にある谿谷で柱状節理状をなす岩山で数十メートルの断崖絶壁は周囲の自然林と調和して春の新緑、秋の紅葉と、四季ごとに趣を変え、村民の自然への憧憬を満足させるにたる地域であります。

この機会に自然との調和のある環境維持増進の為に心がけたいものです。

【詳細は次頁へつづく】



◇西郷瀬自然環境地域
(大字真船川谷地内)

〔空白部分は特別地域〕
〔斜線部分は普通地域〕

- ◎自然を尊び、自然を愛し自然に親しもう。
- ◎自然に学び、自然の調和を破かないようにしよう。
- ◎美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

※自然環境保全地域に指定されますと、次の行為の制限があります。

◎特別地区では次の行為の許可制

- ・建築物その他工作物の建築・宅地の造成・鉱物の掘採・水面の埋立・河川湖沼の水面増減・木竹の伐採・湖沼等に汚水廃水の排出
- ただし木材の伐採以外は森林法の許可優先、なお木

民俗資料報告から

第一節 農業

「種まき」

種をまく時期は地方によって一概には言えないが、鎮守様の桜が色気づいた頃からとか、こぶしの花がふくらんできて白芽が目につくようになってからと言ったり種まきを始めたものだが、今ではこうしたことはなくなりました。

整地された苗代は一時水をおとして床じめしてから更に水を四〜五はあって、風のないおだやかな日の午前中に用意された種籾をまく。苗代に水を張って種をまくのは種籾が水中で平均にちらばるからである。昔は苗代一枚に一面に種をまくべた床であったから、苗代のほぼ中心に「よし」または「にわとこ」などを一

竹の伐採については、その方法、限度を知事があらかじめ指定する範囲内であれば許可不要。

◎普通地区では次の行為の届出制

- ・建築物その他工作物の建築
- ・宅地の造成、鉱物の掘採
- ・水面の埋立等です。
- ただし、現在の生活はならん規制されるものではありません。

本目じるしに立てておいてその木を目あてにして種をまいたものである。坪七、八合ぐらいまいたという。種類のちがう種をまくには直径七、八ふにわらを細繩でぐるぐるまきにした長いつとこを作り、それを床の

国土利用計画法、施行

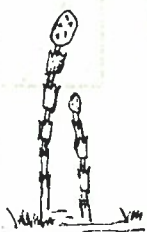
大規模土地取引二十四日から届出制に

国土利用計画法が二十四日施行され、全国いっせいに土地取引に対する「届け出制」が市町村の窓口を通して開始されます。

土地取引で届け出が必要なのは、都市計画法①市街化区域内二〇〇〇平方メートル以上②市街化区域を除く都市計画区域内五〇〇〇平方メートル以上③都市計画区域以外

上に置いてさかいたした。種をまき終わった時、水口「にわとこ」の木と共に幣束を立てて来る。また共同苗代というようなことは全くなく一軒一軒で苗代を準備し種をまいたのである。種まきを終わったあと、余った種籾は釜でふかしてから精米機にかけて籾皮をむき、そのまま、あるいは砂糖などを加えて子どもたちの間食用にしたものである。これを紙袋やひょうたんにに入れて縁側やいろりのそばなどで、子どもたちは喜んで食べたものであつた。これを「むし米」という。昔あまり菓子などなかった時代には子どもたちにはたいへん喜ばれたうむし米は味噌を合わせる時のこうじとしても用いられているのである。

なお、遊休土地、規制区域などについては追ってお知らせします。



年末年始の交通事故

防止運動実施中

十二月十五日から一月十五日まで

十二月は、昔から「師走」といわれるとおり、あつたらしい時期でもあり、年始と併せて飲酒の機会も多く、また年間を通じて交通事故が多発する時期です。昨年十二月の交通事故の死亡事故発生状況を原因別にみますと、車両関係では、「酒酔い運転」「わき見運転」「制限速度違反」が最も多く、歩行者では、「車の直前直後の横断」「路上へのとび出し」が多くなっています。

この時期をとらえ県および村では、飲酒運転の危険性と反社会性を広く村民に訴えるとともに、すべての県民が安全な運転と正しい歩行を実践することにより交通事故防止を図ることを目的とするものです。

行者も一人一人が交通ル

飲酒運転の絶滅

例年、年末年始にかけて飲酒運転による事故は増加のおそれがありますので、運転者はもちろん、家庭、地域、職場、酒類提供者者もそろって「酒を飲んだら運転しない、運転するときは酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない」とことを徹底すること。

安全運転の励行

仕事に追われているときは、車の点検、整備がおろそかになりがちです。定期点検はもちろん、始業点検を確実に、十分整備された車を運転すること。

正しい歩行の励行

運転者ばかりでなく、歩



ルをしつかり身につけ、横断歩道、横断歩道橋の利用をはかり、正しく安全な歩行の励行をはかる。

◎今年二十日、東北自動車道白河～矢板間が開通し岩槻～郡山全線が通行可能となり、これまでより一段と交通量が増え、これに伴い事故の件数が激増すると予想されます。そこで二、三高速度路での注意を述べ

昭和四十九年度入札状況

今年入札になった工事の主なものです。なお追って工事の完成写真を順次掲載します。

- 米小学校プール建設主体工事 二十五m 菊地組
- 非補助事業長坂線舗装工事 四四五m 三興建設KK
- 非補助事業杉ノ入線舗装工事 七〇〇m KK共栄工務店
- 非補助事業上熊倉線舗装工事 八二三m 福島県南土建工業KK
- 非補助事業折口～追原線舗装工事 九三三・六m 日本舗道KK
- 非補助事業追原校通り線舗装工事 一〇〇m 小林土木KK
- 非補助事業芝原線舗装工事 一八九〇m 三金興業KK
- 非補助事業芝原牧場入口線舗装工事 四〇〇m 住建道路KK
- 追原羽鳥線外一改良工事 四六四・五m 福島県南工業KK
- 村単折口中線路肩保護工事 四六一m 住建道路KK
- 村単上羽太地区舗装工事 四七六m KK共栄工務店
- 非補助事業谷津田線舗装工事 一二四六・五m 三金興業KK
- 非補助事業大清水線舗装工事 五二〇m 住建道路KK
- 非補助事業狼山線舗装工事 五五〇m KK共栄工務店
- 非補助事業上野原線舗装工事 八三五・三m 三金興業KK
- 村単事業上折口原路肩工事 一三〇〇m 三金興業KK
- 非補助事業上折口原線改良工事 七八〇m 菊地組
- 非補助事業上折口原線舗装工事 七八〇m 三金興業KK
- 熊倉高助線道路改良工事 四七六m 鈴木工務店(鈴木勲)
- 団体営業折口原農道整備工事 七一〇m KK西郷組
- 団体営業由井ヶ原農道整備工事 四八〇m KK佐久間組
- 柏野地区生活改善センター新築工事 一四二・一m 鈴木工務店(鈴木正夫)
- 熊倉公民館新築工事 一二五・八m KK西郷組
- 非補助事業碑返線舗装工事 七〇五・八m 住建道路KK
- 非補助事業カウド線舗装工事 三三三m 小林土木KK
- 非補助事業下熊倉線改良工事 八一三・六四四m 福島県南土建工業KK
- 非補助事業熊倉線舗装工事 八一三・六四四m 福島県南工業KK
- 村単事業明治用水路改修工事 八五・二m 山本組
- 村単事業小萱ノ由井ヶ原線舗装工事 九六〇m 三興建設KK
- 村単事業上野原ノ馬場坂線舗装工事 三五〇m KK共栄工務店
- 村単事業馬場坂線舗装工事 七〇〇m 世紀建設KK
- 村単事業下新田ノ柏野線舗装工事 一六〇m 日本舗道KK
- 村単事業村火地内防雪棚工事 六〇〇m 鈴木工務店
- やぶ川護岸工事 一三〇m 菊地組

工業統計に

ご協力を

通産省および県では十二月三十一日現在で「工業統計調査」および付帯調査を行います。

この調査は、わが国の製造業に属するすべての事業所をもれなく調査する、いわば製造業に関する国勢調査ともいべきものです。

この調査結果は、各種の経済分析や国および県・市町村の産業振興、地域開発、公害、水、交通等各種の行政施策の基礎資料として、また民間企業の経営の指針・市場調査資料として広く利用されます。

調査にあたっては、調査員が各事業所を訪問し、調査票への記入をお願いいたしますので、指定期日までに提出できるようにご協力をお願いします。

なお、提出された調査票は、統計法によってその秘密は固く守られ、統計の目的以外、たとえは税金徴収の算定資料等、申告者に不利益に使われることはありません。

正しい報告をされるようご協力をお願いします。

民生委員名簿

担当地区名	氏名	住所	電話
米・間ノ原の1部	小針 ナカ	米字米村3	有放2413
長坂	岡田 希	長坂字長坂125	" 2283
柏野、赤淵	和知 兼治	柏野字腰蔀1	" 2248
下羽太、中久保	内藤 運信	羽太字狸屋敷1522	" 2207
上羽太	鈴木 茂三郎	羽太字崗屋2	" 2090
虫笠、真名子	白岩 喜作	羽太字原田15	" 2043
鶴生	菊地 忠雄	鶴生字内川岸16	" 2464
追原	佐藤 兵治	鶴生字追原山1	" 2838
真船	真船 基一	真船字堂万50	" 2905
熊倉	草野 セイ	熊倉字火打山139	" 2489
上折口原	円谷 千賀	熊倉字折口原36	" 2971
下折口原ノ原の1部	田辺 春吉	米字間ノ原2	" 3955
山下	高久 マス子	小田倉字上川向12	" 3143
上新田	小林 源七	小田倉字豊城56	白5-2035
下新田	鈴木 一男	小田倉字道南58	白4-8522
原中(上)	伊藤 キミ	小田倉字原中2	有放3711
原中(下)、牧場	橋本 平蔵	小田倉字原中2	" 3727
黒川	川 真船 勝司	小田倉字上東平11	" 3743
一の又	鈴木 義市	小田倉字上々野原1	" 3345
芝原	大桃 博治	真船字芝原83	" 2722
川谷、甲子	松田 暁	真船字小室55	" 2621
伯母沢、黒森	大桃 義治	小田倉字馬場坂221	" 3321

(別表) 共同募金額一覽表

地区名	目標額	募金額	地区名	目標額	募金額
米	25,600	25,600	山下	8,480	8,920
長坂	6,720	6,880	上新田	22,400	22,880
柏野	5,920	5,920	下新田	40,320	40,740
赤淵	1,280	1,280	牧場	5,600	5,640
下羽太	10,240	10,400	原中	55,840	55,840
中久保	960	960	黒川	16,800	16,800
上羽太	8,320	8,350	一の又	16,160	16,230
虫笠	7,040	7,060	芝原	8,160	8,960
真名子	2,080	2,400	川谷	18,080	18,080
鶴生	6,400	6,400	黒森	3,200	3,200
追原	13,280	13,300	伯母沢	6,560	6,560
真船	11,680	11,680	甲子	5,440	5,440
熊倉	18,880	18,880	役場職員及窓口に来庁者		6,300
上折口原	17,440	17,440			
下折口原	14,400	14,400			
間の原	8,160	8,160	合計	365,440	374,700

新民生委員決定

今回民生委員は全国一斉に十一月三十日をもって任期満了となり十二月一日付をもって次の方々が新しい民生委員として厚生大臣より辞令が交付されました。

民生委員の仕事は、児童福祉、社会福祉、身体障害者福祉、生活保護、母子福祉、生活保護、母子福祉、精神薄弱者、福祉、老人福祉法等、これらの法律に基

目標額を上回る成績

なご新民生委員の任期は昭和四十九年十二月一日から昭和五十二年十一月三十日まで三年間です。

一四十九年度共同募金運動

村民の皆様ご協力ありがとうございました。去る十月七日より行なわれましたこの運動に対し、各行政区長さんを始め、村民の皆さまの暖かい御協力により、目標額を上回るよ

成績を収めることができ

村民の皆様ご協力ありがとうございました。去る十月七日より行なわれましたこの運動に対し、各行政区長さんを始め、村民の皆さまの暖かい御協力により、目標額を上回るよ

成績を収めることができ

ております。恵まれない方々に少しでも明るく楽しい生活を送っていただくために、今後ともこれら社会福祉事業に対する皆さんの暖かい御協力をお願いいたします。



確定申告説明会の日程について

昭和49年分所得税の改正および確定申告書の作成について、次の日程で説明会を行ないます。なお申告書等は説明会場でも交付できますよう準備いたしております。

1月27日 午後1時30分より
西郷村生活改善センター

※説明会に出席して正しい申告をいたしましょう。 白河税務署

納期のお知らせ

一月は国民年金第四期の納期です。お忘れなく納めましょう。

保険料を納めませんと将来なんの年金も受けられなくなります。もし厚年年金等、他の年金に加入している場合は必ず申し出て下さい。転出、転居、結婚の場合も同じです。

△役場年金係▽

戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金支給法一部改正される

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部が昭和四十七年に次のように改正されております。

◎支給範囲の拡大

今回の改正により特別弔慰金を受けられることが出来るのは、次の事項に該当する方々です。

ア 昭和四十年四月一日ま

でに弔慰金の受給権を取

得した者があり、かつ、

昭和四十年四月一日にお

いて遺族年金、公務扶助

料等の受給権を有する者

がいたが、昭和四十年四

月一日から昭和四十七年

三月三十一日までの間に

遺族年金、公務扶助料等

の受給権者がすべて失権

し、昭和四十七年四月一

日において遺族年金、公

務扶助料等の受給権者が

いない場合の戦没者等の

遺族

イ、昭和四十年四月二日か

ら昭和四十七年四月一日

までの間に弔慰金の受給

権を取得した者があり、

かつ、遺族年金、公務扶

助料等の受給権を有して

いたが、昭和四十七年三

月三十一日までの間に遺

受給権者がすべて失権し

昭和四十七年四月一日に

おいて遺族年金、公務扶

助料等の受給権がいな

い場合の戦没者等の遺族

ウ、昭和四十年四月二日か

ら昭和四十年四月一日ま

での間に弔慰金の受給権

のみを取得した場合の戦

没者等の遺族

【事例】

戦没者名 西郷 隆

配偶者なし

父 西郷太郎；昭和二十

七年弔慰金受給

昭和二十九年公務扶

助料受給

遺族 次男 西郷三郎

(現在四十才)

・公務扶助料受給者父西郷

太郎、昭和四十四年六月

二十日死亡によりそれ以

外の受給権者皆無のため

失権

(図解参照：この例の場

合は、西郷三郎が特別弔

慰金請求権あり)

◎支給順位

一、弔慰金受給権者

二、弔慰金受給権者がいな

い場合の戦没者の子

三、戦没者と生計関係有

していた戦没者の父母、

孫、祖父母、兄弟姉妹

四、戦没者と生計関係有

していなかた戦没者の

父母、孫、祖父母、兄弟、姉

妹等ですがいづれも昭和

四十七年四月一日におい

て日本の国籍を有してい

ない者、又は離縁によっ

て死亡した者との親族関

係が終了している者等は

請求することは出来ませ

ん。

◎添付書類

ア、請求者(相続人が請求

するときは、被相続人を

いう。以下同じ)の昭和

昭和四十九年三月三十一

日

昭和四十七年四月一日

昭和四十四年六月二十日

昭和四十二年六月二十日

昭和四十年六月二十日

昭和四十八年六月二十日

昭和四十六年六月二十日

昭和四十四年六月二十日

昭和四十二年六月二十日

昭和四十年六月二十日

昭和三十八年六月二十日

昭和三十六年六月二十日

昭和三十四年六月二十日

昭和三十二年六月二十日

昭和三十年六月二十日

昭和二十八年六月二十日

昭和二十六年六月二十日

四十七年四月一日にお

けるその者と請求者及び

弔慰金の受給権を取得し

た者との身分関係を明ら

かにすることが出来る戸

籍の謄本又は抄本

エ、戦没者の死亡の日か

昭和四十七年三月三十一

日までの間における請求

者の身分関係の異動を明

らかにすることが出来る

戸籍の謄本又は抄本

オ、相続人が請求するとき

は、相続人であることを

認めることができる戸籍

の謄本又は抄本

カ、請求者が配偶者である

場合、昭和四十七年四

月一日における請求者の

属する世帯の全員の住民

票の写し。

キ、戦没者の遺族の現況等

についての申立書

ク、特別弔慰金の受給権を

有する者が数人ある場合

は、特別弔慰金請求同意

書(相続人が数人ある場

合も同じ)

以上がこの改正法の内容

及び請求手続き必要書類等

であります。特別弔慰金

請求は各受給権者の請求に

基づき申請いたすことにな

で完成いたしましたのでこの

日以後は請求することがで

きませんので該当される方

は早急に請求手続きをされ

ますようお願いいたします。

「楽しい賀状配達のため」

元旦は日頃音信もとぎれ

がちな遠い人、近い人から

近況お知らせをも兼ねて楽

しい年賀状が届く。当局区

内(白河市の大半、西郷村

全域)では今年の元旦に約

八〇万通の配達が予想され

ております。ところで、元

旦には初詣、年始の挨拶な

どで不在のお家が多く、年

賀状の量が多いため、すぎ

間から差し入れることもで

きず、毎年沢山の年賀状が

郵便局へ持戻りになり、お

手許へお届けするのが遅く

なっています。

入口がシャッターやアル

ミサッシのお家では早目に

戸を開けておいて下さい。

郵便受箱を設置してあれ

ば非常に便利で安全確実に

お届けできますので、この

設置方をよろしく願いま

す。また、現に受箱があ

るお家でも住所や家族の名

前が消えてしまっているこ

とが多いようです。アルバ

社会福祉協議会へ 善意のかずかず

村内の恵まれない方

々に少しでもお役に立

て下さいと、白河高

原カントリークラブで

は開場十周年を記念し

て五十万円を、後原の

相馬端雄さんは亡父の

ご遺志として三万円、

西原の小林芳春さん、

一ノ又の新井久好さん

下新田の佐藤チエさん

は民生委員在職中の感

謝の意としておのおの

一万円を、それぞれ村

長を通じ社会福祉協議

会に寄せられました。

社会福祉協議会では

これらの善意のうち、

一部は市内の恵まれな

い方々に利用していた

だくべく援助貸付資金

の原資とし積立をいた

し、そのほかについて

は配分をさせていただきます

しました。



お知らせ

◎水道課よりのお知らせ

水道をご利用のみなさまには日頃のご愛顧を感謝申しあげます。

冬を迎えますと蛇口や給水管の凍結でパッキンがさけて水がもれたり、破裂することがあります。

凍結の予防は立上り管にフェルトをか乾いた布を厚めに巻き、その上をビニールテープで巻きつければ大丈夫です。

◆特に注意をする所は
①屋外の北向きで風当りの強い所。
②むき出しになっているパイプなどです。

もし破裂をした場合は、応急手当としましては、
①まず不凍せんをしめる。
②破裂したところにテープや布を巻きつけます。

応急手当をしたならすぐ水道課か村指定工事店にご連絡ください。
なお水道メーターボックスの中に乾いた布などを入れておきますと凍結防止になります。ご協力下さい。

指定工事店

(工事店名) (電話)
磐城水道 (4)〇一八一

- 山田設備 (2)一一九一
- 協和設備 (2)三二五五
- 小林設備 (5)二八三一
- 芳賀設備 (街)二四一九
- 山根ポンプ (3)四〇〇九
- アオキ工業 (街)三九八六
- (5)二八一六
- (街)三九四六

- 伊藤設備 (2)〇六二一
- 明石設備 (3)三八八九
- 大平キカイ (3)二七九二
- 上野工業所 (3)二四九六
- 西牧設備 (3)三六四五
- 加藤商店 (3)二六一一
- 飯村商店 (3)二五〇七
- 広田設備 (4)一七六三

季節の話題

年末の家事計画

十二月は一年の総決算の日です。あまり押しつづまらないうちに新しい年を迎える準備を……。

そこで年末の家事計画ですが、買物、掃除、せんたくなど、それぞれ上・中・下旬にふり当ててみます。上旬はまだそれほど混雑していませんから、忘れやすい小物や、正月用品物はゆっくり選べます。

大きな物、つまり家具類などは、あまり押しつづめてからでは、年内に配達してもらえないこともありま

忘れがちな小物

お正月の祝い箸、お年玉用の袋とか、石けん、チリ紙、つまようじなどから、電球や不意の用意に乾電池などもそろえておきたいものです。

こういう小物類はメモしておいて、出かけたついでに買っておくようにしたいものです。

新しいカレンダー

残り少ない日をかぞえながらことしの異常な物価高の中で、その人その人それぞれ暮らの上で、どれだけ向上カーブを示したか。静かに考える心の余裕もほしいものです。

おこさんの体重、身長、伸びは？一学期にくらべて学校の成績は？そしてご主人のペースアップによるわが家の家計は？数字の向上を見て、自分の心のふくらみを成長のひとつに入れて下さい。

ことしも、とうとう今日でおしまいという大みそか大掃除の仕残しなどは来年になってからでもできます主婦も台所仕事は早めに切りあげましょう。そして新しいカレンダーを見ながら

昭和五十年が私たちにとってどういう年になるか、心を澄まして新年を迎えましょう。

暖房器具の火災予防

ストーブは安全なところで、万一倒れた場合のことを考えて、出入口や階段下などに置かない。カーテンふすま、障子などのそばにおかない。

・ストーブ、こたつを使用する前に
はじめて使用する場合は説明書をよく読んで、使用前は十分手入れと点検を。

・正しい取扱いは
火をつけたまま器具を持ちこぼさない。ガソリンなどは絶対近づけない。完全に火を消してから給油、小さな子どもがいる家庭ではストーブのまわりを枠で囲う。

・あと始末を確実に
使い終わったら完全に火の消えたことを確かめる。電気器具はコードをコンセントからはずしておく。ガス器具は元栓を完全にしめる。

十一月の行事報告

(曜日)

(行事)

- 1 (金) 白河地方たばこ耕作連絡協議会、定例町村会
- 2 (土) 白河厚生病院運営協議会
- 3 (日) 白河高校郡内一周駅伝大会、熊倉公民館入札
- 4 (月) 村内駅伝大会、ソフトボール大会
- 5 (火) 農民研修センター協議
- 6 (水) 町村助役研修会 (東京)、県下農業委員会大会
- 7 (木) 農業委員会研修
- 8 (金) 白河地方広域市町村圏整備組合議会
- 9 (土) 前橋営林局長来村
- 10 (日) 消防秋季検閲、柏野生活改善センター上棟式
- 11 (月) 県国民年金大会、赤面山開発KK取締役会
- 12 (火) 県町村会理事會、国設甲子高原スキー場受入対策打合せ
- 13 (水) 白河地区公衆衛生大会、道路改良、舗装入札
- 14 (木) 商工会福島県大会、行政区長研修
- 15 (金) サイクリング大会打合せ (青少年健全育成協民生委員会)
- 16 (土) 広域圏内初級職員研修、米土地改良打合せ
- 17 (日) 県南バレーボール大会
- 18 (月) 県南交通部交通連絡協議会
- 19 (火) 寿学校研修 (塩原へ)
- 20 (水) 第六回臨時協議
- 21 (木) 米基盤整備協議
- 22 (金) 県政懇談会 (大信村、東村)
- 23 (土) 村内小学生サイクリング大会
- 24 (日) 熊倉公民館上棟式
- 25 (月) 国土調査事業総決起大会
- 26 (火) 町村長中央研修会
- 27 (水) 国道二八九号線建設期成同盟会総会
- 28 (木) 農業委員会、農協関係合同起工式
- 29 (金)
- 30 (土)

